平成２２年（フ）第２３１号
香川県高松市木太町824番地６
破産者　有限会社ス・まいる
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第８６号
秋田県大仙市太田町太田字新田下野153番地
破産者　有限会社高隆実業
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第４３８号
神奈川県伊勢原市小稲葉1955番地３
破産者　有限会社栄和鉄工
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５４２号
神奈川県座間市座間１丁目3440番地の16
破産者　有限会社光栄工務店
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２１号
岐阜県各務原市三井東町２丁目31番地
破産者　有限会社和途家具製作所
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３１４号
岐阜市六条南２丁目15番12号　交邦ビル105号
破産者　株式会社内装ワタナベ
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３１５号
岐阜市宇佐２丁目１番１―501号
破産者　渡邉　利一
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３６９号
岐阜市茜部中島２丁目21番地の４
破産者　有限会社ハーヴェスト
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１５９号
静岡県浜松市東区大瀬町1799番地
破産者　株式会社柳工業
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第５７号
三重県松阪市中ノ庄町1454番地
破産者　松野　鈴子
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第１１号
三重県志摩市阿児町鵜方3432番地３
破産者　株式会社コスモス・ツアーシステム
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第２４６２号
京都市南区吉祥院内河原町３　京都陶芸工房201号、商業登記簿上の本店所在地京都府宇治市木幡中村37番地の１　パデシオン宇治木幡Ⅲ番館108号
破産者　有限会社オウル建築工房
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９１３号
京都府宇治市伊勢田町砂田113番地の20
破産者　有限会社エスパシオ
1　決定年月日　平成22年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第４８０号
群馬県前橋市総社町高井96番地１
破産者　柳岡　洋子
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２４２号
群馬県佐波郡玉村町大字板井182番地２　東第２コーポ東棟、開始決定時の住所群馬県佐波郡玉村町大字角渕5373番地５
破産者　久保田政道
1　決定年月日　平成22年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第７８７号
広島県東広島市西条町御薗宇6460番地７　岑アパート105号、開始決定時の住所広島県東広島市西条町御薗宇6782番地
破産者　木谷　高子（開始決定時の氏名木本高子）
1　決定年月日　平成22年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３６２号
北海道千歳市白樺４丁目２番地の８
破産者　三浦　雄一
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８６９号
北海道江別市向ケ丘53番地の７
破産者　安達　　大
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０５号
秋田県雄勝郡羽後町字南元西195番地16
破産者　村上　右光
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第１０７号
秋田県湯沢市佐竹町６番18号
破産者　大石美和子
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第１５５号
富山市藤木2750、開始決定時の住所富山市三上165番地３
破産者　堂前由紀子
1　決定年月日　平成22年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部